

別表1 公共施設の補修等活動の支援基準 (A+B 支援限度額20万円)

活動人数による支援基準(A)			
人数(人)	現物支給		補助金支給(円)
	① 軍手(双)	② 飲物代	③ 安全確保・事務費等
5	5	1,500	一律 3,000
10	10	3,000	
15	15	4,500	
20	20	6,000	
25	25	7,500	
30	30	9,000	
35	35	10,500	
40	40	12,000	
45	45	13,500	
50	50	15,000	
55	55	16,500	
60	60	18,000	
基準	1人 1双	1人 300円	一律 3,000円

※先に原材料等の物品を必要数支給します。活動終了後に、支援限度額以内において補助金支給を行います。

【支援内容の具体例】

1 20人で石積の用水路をU字溝水路に改修する場合

現物支給	補助金支給
・生コンクリート(必要な量) ・U字溝(必要な量) ・軍手 20双 ①	・補助金 9,000円+α (②6,000円+③3,000円 +型枠用材等の原材料費) (工事完了後に領収書で精算)

2 10人で公園に花壇を設置する場合

現物支給	補助金支給
・セメント(必要な量) ・軍手 10双 ①	・補助金 6,000円+α (②3,000円+③3,000円 +レンガ、肥土等の原材料費) (工事完了後に領収書で精算)

原材料等の支援基準(B)	
現物支給	補助金支給
【基本原材料】 生コンクリート 砕石 真砂土 セメント U字溝 レミファルト(常温合材) など	【左記以外の原材料】 ベンキ 型枠用材 肥土 レンガ など 【その他】 原材料の使用に必要なリース代等

別表2 公共施設の美化等活動の支援基準(A+B 支援限度額10万円)

活動人数による支援基準(A)				活動内容による支援基準(B)					
人数(人)	現物支給		補助金支給(円)	面積(m ²)	補助金支給(円) (④⑤は活動内容に合わせて支給)				
	① 軍手(双)	② ゴミ袋(枚)	③ 飲物代		区分	④ 用具代	⑤ 燃料代	⑥ 安全確保・事務費等	⑦ その他
5	5	40	1,500	基礎額	2,000	2,000	15,000	活動内容により、 その他必要な経費 (例) 証紙代、 リース料	
10	10		3,000	0 ~ 100	2,000	2,000	15,000		
15	15		4,500	100 ~ 200	2,500	2,200	15,000		
20	20		6,000	200 ~ 300	3,000	2,400	15,000		
30	30		120	9,000	300 ~ 400	3,500	2,600		15,000
40	40		160	12,000	400 ~ 500	4,000	2,800		15,000
50	50		200	15,000	500 ~ 600	4,500	3,000		15,000
60	60		240	18,000	600 ~ 700	5,000	3,200		15,000
70	70		280	21,000	700 ~ 800	5,500	3,400		15,000
80	80		320	24,000	800 ~ 900	6,000	3,600		15,000
90	90		360	27,000	900 ~ 1,000	6,500	3,800		15,000
100	100		400	30,000	1,000 ~ 1,100	7,000	4,000		16,000
基準	1人 1双	10人 40枚	1人 300円	追加基準	100m ² 500円	100m ² 200円	1,000m ² 1,000円		

※先に原材料等の物品を必要数支給します。活動終了後に、支援限度額以内において補助金支給を行います。

※証紙代は、市道の草刈活動時に道路使用許可申請等を警察署に申請する場合の必要経費です(上限4,000円)。

3 10人で500m²の市道を継続的に草刈する場合

現物支給	補助金支給
・軍手 10双 ① ・ゴミ袋 40枚 ②	・補助金 29,500円 (③3,000+④4,500+⑤3,000 +⑥15,000+⑦4,000)

4 20人で重機を使用して、雨水幹線の泥上げを100m行なった場合

現物支給	補助金支給
・軍手 20双 ① ・ゴミ袋 80枚 ②	・補助金 21,000円+α (③6,000+⑥15,000 +重機リース料) (工事完了後に領収書で精算)

自立のまちづくり

～ 見せよう、示そう、市民の底力 ～



みなさんが、地域のために自ら考え、自ら行動する活動を応援します！

令和6年度

たつの市

市民が自ら考え、自ら行動する「自立のまちづくり事業」

市民の皆さんが自主的に行う「まちづくり活動」を支援します。
地域の身近な公共施設を自分たちの手で守る活動、地域の活性化を図る活動などを募集します。
事前に申請が必要となりますので、各問い合わせ先へご相談ください。

◎支援対象活動一覧

活動名	対象団体	対象活動	支援内容	支援限度額 (支援率)	活動例	問い合わせ、申込先		
						(本庁)	(総合支所)	
① 公共施設の補修等活動	市民5人以上の団体	○下記公共施設の補修、改修 ・生活道路 ・農道 ・都市公園(開発公園含む) ・用排水路	現物支給 ○原材料(生コンクリート、砕石、セメント、U字溝など) ○軍手 補助金交付 ○その他原材料 ○重機等リース料(搬送費含む。) ○安全確保用具 など (裏面の別表1参照)	20万円/年 (10/10)	○農道、生活道路の補修 ○用排水路の改修 ○自治会公園遊具のペンキ塗り ○公園に花壇の設置 など ※対象とならない活動例 ・市道の補修等(市施工のため) ・地区公民館の補修等(地元管理のため) ・委託を主とした補修等(自主活動ではないため)	まちづくり推進課 64-3167	新宮総合支所 地域振興課 75-0251 揖保川総合支所 地域振興課 72-2525 御津総合支所 地域振興課 079-322-1001	
		○下記公共施設の草刈、泥上、植樹管理 ・市道 ・運動公園 ・雨水幹線水路	現物支給 ○軍手、ゴミ袋 補助金交付 ○草刈機の替刃 ○安全確保用具 など (裏面の別表2参照)	10万円/年 (10/10)	○市道法面の草刈 ○雨水幹線水路の泥上 ○市管理公園の草刈、草引 ※対象とならない活動例 ・街区公園の草刈等(地元管理のため) ・農道、用水路の草刈等(地元管理のため)			
③ 空き家対策活動	自治会	○老朽化した空き家の危険回避のための 応急処置	補助金交付 必要な消耗品(トラロープ、トタン板、養生ネットなど)、重機等リース料(搬送費含む。)、廃材等処理費	10万円/件 (10/10)	○立入禁止看板の作成、設置 ○瓦の落ちそうな屋根のトタン板等による 応急処置 ○危険個所の養生ネットによる保全 ○倒木のおそれのある危険な立木の伐採 など ※所有者等の同意が必要			(4)は、原則 9月30日までに 申請してください
④ 地域のまちづくり振興活動	市民5人以上の団体	○地域産業の振興 ○教育、文化、体育等の振興 ○市の施策の普及	補助金交付 ○講師謝礼 ○消耗品 ○印刷製本 ○委託料 ○借上料 ○損害保険料 など	30万円/年 (2/3) ※千円未満切り捨て	○地域資源を活かした活動 ○地域の文化伝承活動 ○駅を中心としたまちづくり活動 など			
⑤ 里山整備活動	市民5人以上の団体	○集落近くの里山整備 ○山地の環境保全	補助金交付 ○必要な原材料 ○重機等リース料(搬送費含む。) ○安全確保用具 など (裏面の別表1の基準に準じ、補助金を支給)	20万円/年 (10/10)	○集落近くの里山整備 ○民家周辺山地の危険樹木伐採 ○民家周辺山地からの流出土砂の除去 ○災害時の高台避難路の整備 ○遊歩道等の案内看板設置及び補修			農林水産課 64-3137
⑥ 農業施設の災害復旧活動	自治会	○下記農業施設の災害復旧 ・用排水路 ・ため池 ・頭首工 ・農道 など	補助金交付 ○必要な原材料 ○重機等リース料(搬送費含む。) ○処分費 ○安全確保用具 など	15万円/件 (10/10)	○施設の補修 ○土砂、倒木の除去			農地整備課 64-3159